

県南広農第 567 号

令和 8 年 10 月 9 日

行政手続法第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく通知

県南広域振興局長



下記の組合は、その所在が不明であって、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項の規定による聴聞の通知（以下「聴聞通知」とする。）を送達することができないので、同条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき通知します。

聴聞通知は、県南広域振興局農政部に保管してあるので、来庁の上、その交付を受けてください。

記

- 1 名 称 北太田牧野農業協同組合
 - 2 住 所 岩手県和賀郡西和賀町沢内字太田 3 地割 3 番地
 - 3 代 表 者 名 深澤 貞雄
 - 4 聴聞の期日及び場所
 - (1) 期日 令和 8 年 11 月 9 日（月）11 時 00 分
 - (2) 場所 奥州地区合同庁舎 1 階第 1 会議室
 - 5 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び場所
 - (1) 名称 県南広域振興局農政部
 - (2) 所在地 奥州地区合同庁舎 3 階（奥州市水沢大手町 1 丁目 2 番地）
- 電話 0197-22-2841